令和3年度　　実 施 仕 様 書　　（1ヵ年あたり）

委　託　名	令和3年度秋ヶ瀬公園園地管理業務委託
委　託　箇　所	秋ヶ瀬公園／さいたま市桜区道場地内
委託大要	別紙のとおり

秋ヶ瀬公園地管理業務
実施場所

令和３年度　秋ヶ瀬公園

調　　書

委託の大要

公園除草工		1.00　式
植栽管理工		1.00　式

委託費　内訳表

工　種　種　別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
直接委託費					単年度
共通仮設費					
共通仮設費（率）	式	1.000			
純委託費					
現場管理費	式	1.000			
委託原価					
一般管理費等	式	1.000			
委託価格					
消費税相当額	式	1.000			
合計					

委託費　内訳表

（1ヵ年あたり）

工　種　種　別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
公園除草工					
芝・草地管理工 性能管理（20cm対応） 秋ヶ瀬公園	年	1.000			

委託費　内訳表

（1ヵ年あたり）

工種種別	単位	数量	単価	金額	摘要
植栽管理工					
寄植・生垣管理工 性能管理 秋ヶ瀬公園	年	1.000			
高木軽剪定 落葉広葉樹 幹周60cm以上90cm未満	本	5.000			
高木軽剪定 落葉広葉樹 幹周120cm以上150cm未満	本	2.000			
高木軽剪定 落葉広葉樹 幹周150cm以上180cm未満	本	2.000			
高木軽剪定 落葉広葉樹 幹周180cm以上210cm未満	本	1.000			
高木軽剪定 常緑広葉樹 幹周90cm以上120cm未満	本	4.000			
枯損木処理 人力伐採 幹周60cm以上90cm未満	本	5.000			
枯損木処理 人力伐採 幹周90cm以上120cm未満	本	2.000			
枯損木処理 人力伐採 幹周120cm以上150cm未満	本	2.000			
枯損木処理 人力伐採 幹周150cm以上200cm未満	本	1.000			

委託費　内訳表

（1ヵ年あたり）

工種種別	単位	数量	単価	金額	摘要
枯損木処理 人力伐採 幹周200cm以上250cm未満	本	1.000			
ﾄﾗｯｸ運搬（2tﾄﾗｯｸ） 運搬距離16.0km以下 DIDあり	台	10.000			

令和３年度　秋ヶ瀬公園

調　　書

総括表

公園除草工		
芝・草地管理工	性能管理（20ｃｍ管理）	1.00　年
植栽管理工		
寄植・生垣管理工	性能管理	1.00　年
高木基本剪定	落葉広葉樹　幹周60cm以上90cm未満	5.00　本
高木基本剪定	落葉広葉樹　幹周120cm以上150cm未満	2.00　本
高木基本剪定	落葉広葉樹　幹周150cm以上180cm未満	2.00　本
高木基本剪定	落葉広葉樹　幹周180cm以上210cm未満	1.00　本
高木基本剪定	常緑広葉樹　幹周90cm以上120cm未満	4.00　本
枯損木処理	伐採　幹周60cm以上90cm未満	5.00　本
枯損木処理	伐採　幹周90cm以上120cm未満	2.00　本
枯損木処理	伐採　幹周120cm以上150cm未満	2.00　本
枯損木処理	伐採　幹周150cm以上200cm未満	1.00　本
枯損木処理	伐採　幹周200cm以上250cm未満	1.00　本
トラック運搬(2tﾄﾗｯｸ)	運搬距離16.0km以下DIDあり	10.00　台

公園除草・芝生管理工　　数量表

作業箇所		対象面積	植生率	回数	年間管理面積（㎡）				備考
					公園除草工		芝生管理工		
					人力除草	機械Ⅱ	人力除草（疎）	機械刈込	
○ 1		611	70%	3	0	1,283	0	0	
○ 2		1,711	70%	3	0	3,593	0	0	
○ 3		47	70%	3	0	99	0	0	
○ 4		1,124	70%	3	0	2,360	0	0	
○ 5		724	70%	3	0	1,520	0	0	
○ 6		2,316	70%	3	0	4,864	0	0	
○ 7		1,692	70%	3	0	3,553	0	0	
○ 8		1,483	70%	3	0	3,114	0	0	
○ 9		1,836	70%	3	0	3,856	0	0	
○ 10		1,055	70%	3	0	2,216	0	0	
○ 11		121	70%	3	0	254	0	0	
○ 12		226	70%	3	0	475	0	0	
○ 13		13,074	70%	3	0	27,455	0	0	
○ 14		479	70%	3	0	1,006	0	0	
○ 15		517	70%	3	0	1,086	0	0	
○ 16		232	70%	3	0	487	0	0	
○ 17		877	70%	3	0	1,842	0	0	
○ 18		85	70%	3	0	179	0	0	
○ 19		41	70%	3	0	86	0	0	
○ 20		1,410	70%	3	0	2,961	0	0	
○ 21		1,305	70%	3	0	2,741	0	0	
○ 22		1,040	70%	3	0	2,184	0	0	
○ 23		1,777	70%	3	0	3,732	0	0	
○ 24		1,518	70%	3	0	3,188	0	0	
○ 25		1,657	70%	3	0	3,480	0	0	
○ 26		3,307	70%	3	0	6,945	0	0	
○ 27		6,985	70%	3	0	14,669	0	0	
○ 28		1,030	70%	3	0	2,163	0	0	
○ 29		2,661	70%	3	0	5,588	0	0	
○ 30		1,255	70%	3	0	2,636	0	0	
○ 31		1,179	70%	3	0	2,476	0	0	
○ 32		290	70%	3	0	609	0	0	
○ 33		998	70%	3	0	2,096	0	0	
○ 34		2,327	70%	3	0	4,887	0	0	
○ 35		1,885	70%	3	0	3,959	0	0	
○ 36		832	70%	3	0	1,747	0	0	
○ 37		2,248	70%	3	0	4,721	0	0	
○ 38		377	70%	3	0	792	0	0	
○ 39		2,781	70%	3	0	5,840	0	0	
○ 40		941	70%	3	0	1,976	0	0	
○ 41		1,059	70%	3	0	2,224	0	0	
○ 42		542	70%	3	0	1,138	0	0	
○ 43		719	70%	3	0	1,510	0	0	
○ 44		939	70%	3	0	1,972	0	0	
○ 45		553	70%	3	0	1,161	0	0	
○ 46		343	70%	3	0	720	0	0	
○ 47		119	70%	3	0	250	0	0	
○ 48		252	70%	3	0	529	0	0	
○ 49		3,288	70%	3	0	6,905	0	0	
○ 50		1,989	70%	3	0	4,177	0	0	
○ 51		247	70%	3	0	519	0	0	
○ 52		1,950	70%	3	0	4,095	0	0	
◇ 1		1,702	80%	4	0	0	0	5,446	
◇ 2		646	80%	4	0	0	0	2,067	
◇ 3		543	80%	4	0	0	0	1,738	
◇ 4		275	80%	4	0	0	0	880	
◇ 5		75	80%	4	0	0	0	240	
◇ 6		2,333	80%	4	0	0	0	7,466	
◇ 7		3,900	80%	4	0	0	0	12,480	
◇ 8		8,802	80%	0	0	0	0	0	直営
◇ 9		525	80%	4	0	0	0	1,680	
◇ 10		1,885	80%	4	0	0	0	6,032	放送塔周辺
◇ 11		1,895	80%	4	0	0	0	6,064	放送塔前花壇
◇ 12		615	80%	4	0	0	0	1,968	時計塔周辺
◇ 13		1,276	80%	4	0	0	0	4,083	格納庫前P
	控除箇所	-1,739	1	4	0	0	0	-6,956	No.10～13
					0	0	0	0	
	寄植箇所	4,263	50%	3	6,395	0	0	0	
									総計
合計					6,395	163,918	0	43,188	213,501

植栽管理工　　数量表

作業箇所		対象面積	植生率	回数	年間管理数量 植栽管理工 寄植剪定（㎡）	剪定枝等運搬（m3）	備考
○ 1		48	80%	1	38	0.10	
○ 2		5	80%	1	4	0.01	
○ 3		8	80%	1	6	0.02	
○ 4		8	80%	1	6	0.02	
○ 5		8	80%	1	6	0.02	
○ 6		10	80%	1	8	0.02	
○ 7		6	80%	1	5	0.01	
○ 8		9	80%	1	7	0.02	
○ 9		4	80%	1	3	0.01	
○ 10		4	80%	1	3	0.01	
○ 11		40	80%	1	32	0.09	
○ 12		10	80%	1	8	0.02	
○ 13		53	80%	1	42	0.11	
○ 14		148	80%	1	118	0.32	
○ 15		8	80%	1	6	0.02	
○ 16		13	80%	1	10	0.03	
○ 17		34	80%	2	54	0.15	
○ 18		49	80%	1	39	0.11	
○ 19		24	80%	1	19	0.05	
○ 20		128	80%	1	102	0.28	
○ 21		34	80%	1	27	0.07	
○ 22		35	80%	1	28	0.08	
○ 23		204	80%	1	163	0.44	
○ 24		236	80%	1	189	0.51	
○ 25		4	80%	1	3	0.01	
○ 26		107	80%	1	86	0.23	
○ 27		112	80%	1	90	0.24	
○ 28		66	80%	1	53	0.14	
○ 29		177	80%	1	142	0.38	
○ 30		78	80%	1	62	0.17	
○ 31		27	80%	1	22	0.06	
○ 32		71	80%	1	57	0.15	
○ 33		82	80%	1	66	0.18	
○ 34		7	80%	1	6	0.02	
○ 35		15	80%	1	12	0.03	
○ 36		19	80%	1	15	0.04	
○ 37		27	80%	1	22	0.06	
○ 38		14	80%	1	11	0.03	
○ 39		60	80%	1	48	0.13	
○ 40		381	80%	1	305	0.82	
○ 41		58	80%	1	46	0.12	
○ 42		32	80%	1	26	0.07	
○ 43		70	80%	1	56	0.15	
○ 44		32	80%	1	26	0.07	
○ 45		46	80%	1	37	0.10	
○ 46		61	80%	1	49	0.13	
○ 47		56	80%	1	45	0.12	
○ 48		288	80%	1	230	0.62	
○ 49		21	80%	1	17	0.05	
○ 50		26	80%	1	21	0.06	
○ 51		800	80%	1	640	1.73	
○ 52		24	80%	1	19	0.05	
○ 53		36	80%	1	29	0.08	
○ 54		28	80%	1	22	0.06	
○ 55		30	80%	1	24	0.06	
○ 56		316	80%	1	253	0.68	
○ 57		106	80%	1	85	0.23	
○ 58		12	80%	1	10	0.03	
○ 59		35	80%	1	28	0.08	
○ 60		17	80%	1	14	0.04	
○ 61		6	80%	1	5	0.01	
○ 62		59	80%	1	47	0.13	
○ 63		0	80%	1	0	0.00	
○ 64		14	80%	1	11	0.03	
○ 65		109	80%	2	174	0.47	
○ 66		144	80%	2	230	0.62	
○ 67		46	80%	2	74	0.20	
○ 68		3	80%	1	2	0.01	
○ 69		120	80%	1	96	0.26	
○ 70		9	80%	1	7	0.02	
○ 71		5	80%	1	4	0.01	
○ 72		7	80%	1	6	0.02	
○ 73		9	80%	1	7	0.02	
							総計
合計					4,263	11.54	4,263

農薬取締法及び販売元等で定める安全基準や使用上の注意を遵守して適正な希釈倍率で使用しなければならない。また、埼玉県農薬適正使用アドバイザー（埼玉県農林部所掌）の認定を受けた者から助言を受けること。

５　散布の際は、事前に監督員へ連絡し、必要に応じて近隣住民へ周知するとともに、公園利用者の安全に十分配慮して看板等を設置するものとする。なお、看板等には、子供でも理解できるように配慮した「①散布目的②散布日時③施工者名④発注者及び連絡先等」を記載し、監督員の承認を得るものとする。

６　散布中は、風向きを考慮し、作業者は防護マスク等を着用するとともに散布樹木周辺にバリケード等を設置して公園利用者の立入を禁止するなど、必要な安全対策を講じるものとする。また、病害虫が発生している部分を集中的に散布し、必要最小限の量に留めるものとする。

７　散布後は、看板等を設置したまま一定期間の立入を禁止し、迂回路等を表示するものとする。

第３節　花卉管理

２－３－１　地拵え

地拵えにおいては、前回植え付けられた花卉の撤去を行うとともに、新たな花卉を植え付けられるよう適切に耕起するものとする。

２－３－２　花卉植え付け

花卉植え付けは、委託者から支給されたものを使用するものとする。

２－３－３　人力除草（花卉）

１　刈り取った雑草類については、公園利用者の安全に十分配慮して集草を行い、積込み後はきれいに清掃するものとする。

２　刈り取った雑草類の処理については、監督員の指示に従い速やかに園内等の指定箇所に搬出するものとする。

２－３－４　施肥

施肥については、花卉植え付け時と植え付け後に行うものとする。

第４節　芝地管理

２－４－１　刈込み

１　刈込みは、芝生地内にある樹木、株物及び施設等が損傷しないよう十分注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈込むものとする。

２　刈込み高は、監督員と協議するものとする。

３　刈取った芝は、指定箇所に集積し、まとめて処理するとともに、刈跡はきれいに清掃するものとする。

４　縁切りは、監督員と協議のうえ対象灌木施設等にほふく茎が侵入しないよう、灌木にあっては、樹冠から10cm内外の幅で垂直に切込むものとする。

２－４－２　施肥

②ただし、作業箇所から１０ｍ以内に利用者（車輌を含む）がいない状況においては、園地担当者が作業範囲を確認し、ナイロン・金属刃式の刈払機を使用した作業を実施できるものとする。
その場合においては、作業区画の明示等のほかに、飛散防止バリケードを設置し、飛散防止及び立入禁止の措置を講じなければならない。

③委託業者については、飛散防止バリケードを貸与するものとし、園地担当者は作業状況の確認を行うこと。

●乗用草刈機（ロータリーモア）の使用について
乗用草刈機（ロータリーモア）の使用に際しては、必ず刈草吐出口から小石の飛散（距離 10～20m）があることを念頭において、作業を実施することが必要である。
①吐出口の防護カバーは必ず下げて作業すること。
②園路などに公園利用者がいる場合があるので、吐出口を園路側に向けないように作業進行方向を考慮して作業する。
③直営で作業する場合、作業補助者が飛散防止ネットを持ち、吐出口から出る刈草等をネットに当てながら機械と併走する方法を標準とし、飛散対策を講じる。

④ただし、作業箇所から２０ｍ以内に利用者（車輌を含む）がいない状況において、園地担当者が作業範囲を確認し、広場方向に吐出口が向けられている作業にのみ、飛散防止ネットの使用をとりやめることが出来るものとする。
その場合においても、カラコーン等による作業区画の明示は継続して実施し、利用者（車輌を含む）が作業区域に入った場合は、ただちに飛散防止ネットを使用すること。
⑤委託業者については、飛散防止ネットを貸与するものとし、園地担当者は作業状況の確認を行うこと。

（３）作業管理方針
作業効率より安全を優先し、事故ゼロを目指し、無理のない作業を計画する。
園地担当者が不在の場合は、所長又は管理課長の判断において作業を実施すること。

芝・草地　草刈作業の安全管理 フローチャート

直営作業 委託作業

直営作業

【直営作業】
①作業前の役割分担・KY活動・体調管理確認をする
②作業に適した服装の着用を確認する
③安全管理担当者を設けて安全管理に留意する
（警報機付きのメガホン・ホイッスルを所持する）
④作業区域の明示・安全対策をする
⑤作業箇所の「石・枯れ枝・ゴミ」等の除去をする

委託作業

【委託作業管理】
安全対策備品（飛散防止バリケード・飛散防止ネット等）を貸与し、園地担当者による作業状況の確認・指導を行う

乗用草刈機による作業が可能か？

不可能

【肩掛け式刈払機を使用した作業】
※肩掛け式草刈機の使用は、あくまで乗用草刈機の補助的なものである。

連続作業は30分程度とし、適宜休憩をとること

作業箇所から10m以内に利用者（車輌含む）がいるか？

いる

【カルマー式刈払機の使用】
カルマー式の刈払機以外は使用不可とする

いない

園地担当者による状況確認

確認ができない

確認

【ナイロン・金属刃式刈払機使用が可能】
ナイロン・チップソー式の刈払機を、使用する場合、飛散防止バリケードによる、安全対策・立入禁止措置を講じることが必要となる

可能

【乗用草刈機を使用した作業】
①吐出口の防護カバーを下げて作業する
②小石等の飛散距離（20m程度）を考慮する
③吐出口を園路方向に向けないよう注意する

作業箇所から20m以内に利用者（車輌含む）がいるか？

いる

【飛散防止ネットの使用】
飛散防止ネットを使用し、草刈機と併走しながら作業を行うこと

いない

園地担当者による状況確認

確認ができない

確認

【飛散防止ネットの使用とりやめが可能】
広場方向への吐き出しの場合のみ、飛散防止ネットの使用を取止めることは出来るが、作業区域の明示は継続すること。また、利用者が作業区域に立ち入った場合は、飛散防止ネットの使用を再開すること。

令和3年度秋ヶ瀬公園園地管理業務委託区域図